

# 木造耐震ネットワーク知多 規約

2008年度設立総会 制定

2013年度総会 改訂

2021年度総会 改訂

(名称)

1. 当会は木造耐震ネットワーク知多（以下ネット）という。

(運営)

2. 当ネットは公益社団法人愛知建築士会半田支部の指導と支援のもとで運営する。

(構成)

3. このネットは知多地域在住または在勤の経験・実績ある愛知県木造住宅耐震診断員及び運営委員会で同等と認めたもので構成する。

(事務所)

4. 事務局宅を事務所とする。

(目的)

5. ネット会員の木造建築耐震診断及び改修における技術を交流・向上をはかり、もって地域の耐震化を普及・促進することを目的とする。

(事業)

6. 当ネットは目的を達成するため次の事業を行う。

- ・会員の技術向上、業務の進歩改善に関する事業
- ・耐震診断及び改修改修を推進し、安全性を高める事業
- ・耐震診断・耐震改修を推進・普及する事業
- ・その他、ネットの目的を達成するために必要な事業

(役員及び組織)

7. 当ネットは目的及び事業を円滑に推進するため次の組織ならびに役員を置く。

- ・運営委員会は次の構成とする。

運営委員 10名以内

事務局 1名

運営委員より代表委員を1名互選する。

- ・当ネットは技術力向上のため学識経験者による顧問を置く。
- ・公益社団法人愛知建築士会半田支部 支部長を相談役に置く。ただし、支部長が運営委員の場合はこの限りでない。
- ・役員任期は次期総会までとし、再任を妨げない。

(オブザーバー会員)

8. 知多地域各市町の耐震担当者はオブザーバー会員とする。

(会員の入退会等)

9. 会員の入退会は運営委員会で承認する。また、当会の規約に照らし、著しく反する行為のあったものは、運営委員会の合議により除名することが出来る。

9-2 運営委員会は会費の納入がない会員 **(納入免除の会員を除く)** を合議により退会処分とすることが出来る。

(会議)

10. 当ネットの会議は総会及び運営委員会の2種とし、次のように招集する。

- ・総会は毎年開催し、代表委員が招集する。
- ・臨時総会は次の場合に代表委員が招集する。
  - ①運営委員会で必要と判断したとき。
  - ②ネット会員の3分の1から要求のあったとき。
- ・運営委員会は必要に応じて開催し、代表委員が招集する。

(総会の決議)

11. 総会は出席会員の過半数の賛成をもって議決とする。

- ・議長は出席会員の中より選出する。

(会費及び経費の支弁)

12. 当ネットの経費は公益社団法人愛知建築士会半田支部よりの支援の他は会費及び独自財政をもって支弁する。

12-2 会員 **(納入免除の会員を除く)** は年度内に会費を納入しなければならない。年会費は年3000円とする。但しオブザーバー会員はその外とする。

12-3 年度中に入退会者も同額の年会費を納入する。

12-4 会計年度は総会の日より翌年の総会の前日までとする。

**12-5 総会時に前年度会費納入者は以降の納付を免除する。**

(委員会)

13. 当ネットの事業を円滑に推進するため、必要な委員会を設けることが出来る。

(禁止事項)

14. 当ネット会員には次の事項を禁止する。

- ・当ネット及び会員の名誉を損なう行為。
- ・当ネットの業務上知り得た情報を他の目的に流用する行為。

(規約の改正)

15. 本規約は総会の議決をもって改変することが出来る。